

福祉事業所間連携による 「峡東地域農福連携推進協議会」の取り組み

主任研究員 尾中謙治

農福連携の推進にあたって、都道府県段階では行政や関係団体による協議会などが、農福連携の認知度の向上や取組みの促進(相談窓口の体制整備や農作業受委託のマッチング、人材育成、事例集・マニュアルの作成など)、関係団体との情報交換などの役割を担っており一定の成果を上げている。一方で、都道府県段階での取組みは管轄エリアが広く、関係者が多いことから近隣の福祉事業所(以下「事業所」)や農業者とのつながり、市町村段階での情報交換などが難しいという課題が挙げられる。また、市町村段階でも関係団体による協議会などを設置している事例もあるが、農福連携に取り組む事業所や農作業委託する農業者の数が少ないことによって、マッチングの不成立や情報不足などの課題を抱えている市町村もある。そこで、一定の地域で活動している事業所が行政区を超えて連携することによって、農福連携を円滑に普及し、地域活性化を実現している山梨県の「峡東地域農福連携推進協議会」の取り組みを紹介する。

1 設立経緯

山梨県下には、障がい者の農業分野への就労を促進するために様々な分野と連携し、障がい者の就農と雇用環境の改善を目的とした「山梨県障害者就農促進協議会」(主な構成員は事業所や農業者など)がある。また、農業者と事業所とのマッチングや農福マルシェの開催、農福連携商品のブランド化などに取り組んでいる「山梨県農福連携推進センター」がある。両者の活動によって、県下への農福連携の周知や取組みが促進されている。

しかし、県下全域の取組みのため、意思決定までに時間がかかり小回りが利きにくかったり、地域に根ざした取組みが難しいという課題を、峡東地域農福連携推進協議会の会長は感じていた。また、会長の運営している事

業所の所在する峡東地域(甲州市、笛吹市、山梨市)では、農福連携に取り組んでいる事業所が複数あるが、連携した取組みは少なかった。さらに、各事業所が農業者から作業を受託しても対応できる時期や人数が合わないために断ったり、加工品を事業所単独で販売しても訴求力が弱いなどの課題を抱えていた。そのような課題を解消するために、峡東地域の事業所などが連携して峡東地域農福連携推進協議会(以下「協議会」)を2021年7月に設立した。設立時の事業所は9であったが現在は11、今後も会員になる事業所は増える見込みである。会員は農作業受託をしているところだけではなく、自らが農業や農産物加工をしている事業所もある。事業所以外で会員になっているのは農福連携商品の販路拡大に資する仲介会社(1社)である。JAフルーツ山梨や甲州市などは協議会の後援団体となっている。

2 協議会の取り組み

協議会は、①人材の育成・確保に関すること、②商品の付加価値の向上に関すること、③生産コスト削減、生産・製造管理の高度化に関すること、④その他農福連携に関すること(耕作放棄地の活用推進や社会貢献など)を協議・検討し実行することを会則で掲げている。

協議会の設立後は、協議会に農業者から直接作業の依頼が来るようになった。依頼のあった農作業は、対応できる会員事業所に割り振ったり、各事業所から作業できる利用者(障がい者)を出し合って対応したりしている。協議会の存在によって個別事業所では断っていた作業を受けることができています。農家側も事業所よりも協議会のほうが信頼感もあり、依頼しやすいようである。甲州市の広報誌で、協議会による農作業受委託を告知していることも依頼につながっている。

協議会としては、観光施設「甲州市勝沼ぶ

どうの丘」でのマルシェや東京都文京区で毎月1回程度開催される「文の京ハートフル工房(障害者施設商品販売会)」への出店、当協議会会員事業所NTTクラリティ株式会社塩山ファクトリーの紹介による「NTT武蔵野研究開発センター」(所在地:東京都武蔵野市)内での農福連携商品の販売などを行っている。文京区への出店は、樋口一葉とゆかりの甲州市と文京区が相互協力に関する協定を締結しており、その縁で実現したものである。

協議会としてマルシェなどに出品することのメリットは、複数の事業所の商品を持ち寄ることができるので、商品ラインナップが拡充し売場の魅力を高めることができることである。また、1事業所のジャムなどの商品が売り切れてしまった際には、他事業所の同様の商品の補充が可能になることも挙げられる。それによって、個別事業所では対応が難しかった出店依頼に協議会として対応することができている。行政などからも出店依頼をやすくなっている。

今後は、ドライフルーツなどの同一加工商品を各事業所で生産し、協議会として販路拡大することを検討している。例えば、ドライフルーツを1事業所で作っても量が限られるために売り先が限定され、価格交渉力も弱い。事業者間連携によって一定量を確保することができるようになり、今まで交渉できなかった業者と取引し、価格交渉をすることが可能となる。

ドライフルーツなどの商品づくりにあたって、会員事業所の中でHACCPやその考え方を取り入れた作業を導入しているのは2事業者である。これから食品関連の商品作りに取り組もうとする事業所は、彼らのアドバイスなどを活用することができ、HACCP導入を比較的容易に実現することが可能となる。これも協議会のメリットのひとつである。

課題としては冬場作業の確保が挙げられる。現在は冬場の作業として、多くの事業所はぶどう傘の洗浄を農家から受託している。さらに利用者への高い工賃を実現するために、ぶどうや桃などの剪定枝拾い、ぶどうの木の皮むきなど、地域の特性を生かした施設外作業への取り組みを進めている。

3 甲州市の支援

甲州市は、農業者の高齢化や担い手不足に対応する施策のひとつとして協議会の取り組みを積極的に支援しており、市単独の補助事業も実施している。

協議会が主催する販促キャンペーン等創意工夫による販路の確立に向けた取組みに、20万円を上限として全額補助する「甲州市農福連携生産物販路多様化推進事業」がある。他にも、農作業を受託するための環境(手袋や農具など)を整える準備費用として、甲州市に住所を有する1事業所あたり1年度に10万円を上限とする補助事業がある。市としては、事業所側が農作業用の道具を用意することによって、農業者の負担を軽くし、農作業受委託を促進することを目的としている。また、農業者による農作業委託を推進するために、市内農業者が事業所に委託した際の農作業に係る経費(人件費が7割以上のもの)を補助する事業もある(補助率1/2、上限10万円)。

甲州市の担当者は、協議会の設立によって協議会を対象とした補助事業、イベントへの参加の声掛け、広報誌での協議会と会員事業所の紹介などの支援をしやすくなったと言う。事業所からの市への要望などを協議会で議論・整理して、市に届けられるのも市としてはメリットとなっている。

4 協議会の意義

協議会の設立によって、事業所は活動の幅が広がり、行政は支援、農業者は農作業委託をしやすくなるという効果がみられた。農業者は作業委託するにあたって「対応可能な事業所がどこにあるのか」「1事業所だけでは人手が足りない所以他事業所にも依頼したい」などの課題があったが、協議会がその課題を軽減している。今後は、会員事業所間で農作業のスキルの学び合いや情報交換が行われるようになると、農作業の指導をする農業者の手間が軽減されるので、農作業受委託が一層促進されられると考えられる。

(おなか けんじ)